

(別 紙)

介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書(案)

近年の少子高齢化の進展により、介護が必要な高齢者が増加する一方で、各介護の現場では、介護人材の確保に大変に苦慮している状況である。また、コロナ禍における介護サービスの継続も含め、介護人材のエssenシャルワーカーとしての役割はますます重要となっており、その処遇の改善が求められている。

このような中、国は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提」に、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することとしており、令和4年10月以降については臨時の報酬改定を行い所要の措置が講じられることとなっている。

しかしながら、地域の介護サービスを持続可能なものとするためには、煩雑化し負担となっている事務手続きの簡素化や、介護現場を支える事務職員等の処遇改善なども必要であり、国においては、今回の臨時の報酬改定や、原則3年ごとに行う公的価格の改定にあわせて、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

## 記

- 1 臨時の報酬改定(令和4年10月以降)において新設される「新たな加算」については、現行の二つの加算(「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)の統合を含めた一本化を検討するなど、事務手続きの簡素化に最大限努めること。
- 2 「介護職員等特定処遇改善加算」の配分方法について、その対象者については、事務職員等も含めて、法人や事業所が実情に応じて柔軟な判断を行いながら、加算金の弾力的な運用が可能となるよう所要の措置を講じること。
- 3 原則3年ごとに行う公的価格の見直しにおいては、現行の加算(「介護

職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」)との整合性を踏まえた上で、各介護職員の勤続年数と施設内でのキャリア検定制度などを組合せた人件費をベースにしての事業所毎の介護報酬総額を算定する方式に変更するなど、介護報酬申請の手続きの簡素化と、人材確保への事業者の裁量権を拡大するための制度の刷新を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月 日  
高松市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 宛